

**教育委員会の活動の点検及び評価の結果に関する報告書**  
(平成24年度事業分)

平成25年11月

豊明市教育委員会

## 目 次

点検及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
平成24年度豊明市教育委員会基本方針・・・・・・・・	3
点検及び評価の結果（概要）・・・・・・・・・・・・	11
点検・評価シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
教育委員会の今後の対応と方向性・・・・・・・・	35

## 点検及び評価

### 1 制度について

豊明市教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下、「地教行法」という。)第27条第1項の規定に基づき、平成24年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行いました。

### 2 点検及び評価対象事業について

点検及び評価を行う対象事業は、平成24年度における教育委員会の権限に属する事務で、教育委員会において実際に管理・執行している事務のうち、主要な事務事業を対象としました。

対象としている事業について、担当課(学校教育課、生涯学習課、図書館)毎に、その成果や効果、また課題や問題点を点検・評価シートとして作成し、事務の管理及び執行状況について自己評価を実施しました。

### 3 点検評価委員

点検及び評価を実施するにあたり、地教行法第27条第2項の定める知見の活用を図るため、学識経験者3名を選出し、教育委員会事務局が行った点検・評価シートの結果(自己評価)について、外部評価を受けました。

学識経験者の選出にあたっては、本市にゆかりのある方を前提としつつ、広い観点からの知見を期して、学校教育分野、社会教育分野での教育や人材育成に携わった、あるいは携わっている見識の高い方の活用を考慮しました。

#### 点検評価委員(敬称略)

氏名	職歴等
奥住 忠久	愛知教育大学名誉教授、公民館運営審議会委員
森田 哲夫	元教育委員(H12.8.1~H20.7.31)
神谷 晋	元栄小学校長、公民館運営審議会委員

【参考】 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抄)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

# 平成24年度豊明市教育委員会基本方針

豊明市市民憲章

『緑のまち 豊かなまち 明るいまち 平和なまち 伸びゆくまち』

第四次豊明市総合計画

基本理念

「協働で創るしあわせ社会」

目指す都市像

「人・自然・文化ほほえむ安心都市」

豊明市教育理念

『命を尊び 人を愛し 心豊かな たくましい 人材の育成』

## 学校教育

(学校教育課、指導室、給食センター)

### 【児童生徒に身に付けさせたい三つの力】

学ぶ意欲や基礎基本を重視し、主体的に学習する力  
命を尊ぶとともに、自他を大切にし心豊かな生活を築く力  
心身ともに健康で、志をたくましく切り拓く力

### 【三つの力をはぐくむための学校像】

児童生徒が通いたくなる学校  
保護者・地域が通わせたいくなる学校  
教職員が勤めたいくなる学校

### 【学校に求められている三つの質】

教職員の質(人間性・専門性・指導性)  
教育課程の質(主体性・堅実性・発展性)  
学校経営の質(自主性・信頼性・協働性)

### 【平成24年度重点課題】

道徳性・社会性の向上  
確かな学力の育成  
児童生徒の心身の調和的発達  
キャリア教育の充実  
教育環境の整備・充実

### 【平成24年度主な施策】

いじめ・不登校等の未然防止と早期発見に向けた取組や相談体制の充実を図る。  
防犯、交通安全、防災などの実践的な取組を進めるとともに、自ら安全を守る意識を醸成するための安全教育の充実を図る。  
補助教員・特別支援教育支援員を配置し、きめ細かな学習指導の充実を図る。  
授業力・指導力の向上、言語活動の充実をめざし、教員研修の一層の充実を図る。  
外国人児童生徒のための学習支援事業や定住外国人日本語教育推進員配置事業等により、外国人児童生徒の日本語教育の充実を図る。  
専門家による指導の機会を設けるなど、より高い水準の技能や記録に挑戦させ、部活動の充実を図る。  
学校給食における食育の実践や栄養教諭の配置等により、食に関する指導の充実に努める。  
発達段階に応じ、系統的なキャリア教育を計画的・組織的に推進する。  
学校規模による教育環境等の不均衡を検証するため、学校の適正規模及び適正配置についてさらに検討を進める。  
小中学校校舎・屋内運動場及び給食センター中央調理場の耐震補強工事を行い、安心・安全な学校環境整備を計画的に進める。  
就学援助・私立高等学校等授業料補助等により保護者の経済的負担を軽減して教育の支援充実に図る。

## 生涯学習

(生涯学習課・文化会館・体育館・図書館)

### 【生涯学習推進計画の理念】

市民と行政のパートナーシップで推進する生涯学習

### 【平成24年度重点課題】

学習活動の促進  
地域の教育力向上  
家庭教育力の向上  
文化財に対する意識高揚

### 【平成24年度生涯学習課の主な施策】

市民講師の発掘、市民の自主運営による講座の展開を進め、市民の主体的な生涯学習とする市民大学の設置を推進する。  
放課後における子どもたちの安全・安心な活動拠点を整備し、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。  
青少年健全育成推進のため、指導支援体制の整備、意識啓発などの事業を推進する。  
郷土の歴史、文化を継承していくために、有形無形文化財や天然記念物を保存管理し、郷土学習に活用する。

### 【平成24年度文化会館の主な施策】

高度な音楽や芸術に触れる機会を創出し、市民の心に夢や感動を提供する事業を編成する。  
市民参加型事業を実施するとともに、市民参加促進のためのボランティア組織の拡充に努める。  
文化団体等の活動を支援するとともに、地域の文化活動のネットワークの充実を図る。  
良好な利用環境の整備と維持管理に努める。

### 【平成24年度体育館の主な施策】

生涯スポーツとして各種スポーツの普及に努める。  
スポーツ推進委員会を中心に、軽スポーツを普及する。  
スポーツクラブとして、子どもたちに安定したスポーツの場を提供し、総合型地域スポーツクラブに向けて検討する。  
スポーツ施設の充実、学校スポーツ開放等を一層推進する。  
地域づくりの視点から、社会体育関係機関・団体が積極的にスポーツ活動を推進する。  
「スポーツ振興基本計画」を策定する。

### 【平成24年度図書館の主な施策】

子ども、成人、高齢者等あらゆる人々に応じた、きめ細かな図書館サービスを提供する。  
市民ニーズの高い図書等を的確に収集し、センター機能の充実を図る。  
市民に幅広く新しい情報発信ができるシステムの構築を目指す。

## 学校教育の基本方針

豊明市の教育理念を「豊明市市民憲章」「第4次総合計画」さらに「学習指導要領」の趣旨を踏まえ次のとおり定める。

命を尊び 人を愛し 心豊かな たくましい 人材の育成

上記の教育理念に基づき、学校教育の目標を大きく次の2点とする。

児童生徒の個性を伸ばし、知、徳、体の調和のとれた自立した人間を育成すること。

自分を大切にする心、他を思いやる心、自らを律する心、自然・文化を大切に  
する心等をはぐくみ、社会等の形成者としてその発展に参画する態度を養う  
こと。

この目標を実現するための学校づくりに向け、次の3点の質的向上を重視し、人的環境・物的環境の整備充実を図る。

教職員の質

教育課程の質

学校経営の質

上記の方針に基づく学校教育課及び指導室の具体的方策を下記のように実施する。

- (1) 子どもたちが豊かな人間関係を築いていけるよう、体験・交流活動を推進するとともに、学校・家庭・地域・関係機関との連携、大学との連携をさらに進めるとともに、専門医の設置、スクールカウンセラー、心の教室相談員、適応指導教室指導員、ホームフレンドの配置等により教育相談活動の充実を図る。
- (2) 児童生徒に、防災に関する正しい知識を習得させ、防災意識の高揚を図るため、啓発資料を活用したり、学校安全マニュアルの再点検を行ったりするなど防災教育の充実を図る。
- (3) 少人数授業等による個に応じたきめ細かな授業を一層充実するため各校に補助教員を配置するとともに、特別支援教育にあたる普通学級・特別支援学級の担任を補助し、きめ細やかな教育・支援を行うため特別支援教育支援員を配置する。また、特別支援教育の実施にあたり、コーディネーター等の研修や教職員の研修を大学との連携事業を活用しながら積極的に進める。
- (4) 教師力・授業力等の向上、言語活動の充実をめざし、各校での現職研修の充実、教育委員会による研修事業や訪問指導の充実、教育指導員の活用、さらに大学との連携の推進を図る。
- (5) ポルトガル語等通訳者の配置、定住外国人日本語教育推進員配置、大学との連携による学生派遣事業等により、外国人児童生徒のための日本語指導、教材開発、学習支援体制の充実を図る。
- (6) 各小中学校に専門家を派遣し、より高い水準の技能や記録に挑戦させ、体育・情操教育の充実を図り、豊かな学校生活を経験させる。
- (7) 栄養教諭・学校栄養職員と連携し、栄養のバランスを考えさせる指導などの給食指導、食に関する指導を通して食育の充実に努める。
- (8) 児童生徒の自己実現を支えるために、家庭・地域・関係機関との連携をさらに深め、キャリア教育の体制づくりを推進するとともに、豊明中学校や豊明市主

任会の研究をさらに深めていく。

( 9 ) 教育面及び環境面における学校間での格差解消を図るため、学校規模等の検討をさらに進める。

( 10 ) 児童生徒の安心・安全な教育環境の整備を推進するため「公共施設耐震化整備実施計画」に基づき、計画的に校舎・屋内運動場の耐震補強工事を行う。

また、学校給食センター調理場（中央）の耐震補強工事を行い、安心して安全な学校給食の提供を図る。

( 11 ) 経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品、給食費、クラブ活動費等を扶助し、さらに私立高等学校等に通学させている保護者の方の経済的負担を軽減して教育の支援充実を図る。

## 学校給食の基本方針

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童生徒の食に関する正しい知識と適切な判断力を養ううえで重要な役割を果たすものである。また、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施、学校における食育の推進を図ることを目的としている「学校給食法」に基づき行うものである。

食育基本法の制定や学校給食法の一部改正等、学校教育における給食の役割が従来にもまして高まりつつある中、安全・安心で質の高い給食を安定的に提供し、新たな取り組みを視野に入れた経済効率性の高い施設設備、事業運営を行うことが基本となるため、次の3点を基本方針として事業を行う。

### (1) 安全・安心でおいしく栄養のバランスを考慮した献立作成

献立作成目標 「よくかんで食べよう」

献立の多様化 バラエティランチの実施

安全性への配慮 ・減農薬野菜の活用 ・ドライ運用の推進

### (2) 食に関する指導

栄養教諭、学校栄養職員による給食時の給食・栄養指導及びT・T授業の実施

学校給食センタースタッフによる訪問給食の実施

アレルギーにかかわる献立説明会の開催

### (3) 学校・家庭・地域との連携（食育の推進）

夏休みわくわくチャレンジクッキング教室の開催

「愛知を食べる学校給食の日」「学校給食週間」の実施

給食だより（家庭配布用）の発行

地元特産物の活用、地産地消の推進

ホームページによる学校給食センターの情報発信

## 生涯学習の基本方針

学習意欲は、生活を豊かにするとともに、自分の内にある未見の能力や可能性を引き出す力となる。さらに、様々な学習活動への参加が他者とのふれあいを深め、より良い地域社会を築いていくものと言える。

そこで、生涯学習の理念を次のように定める。

市民と行政のパートナーシップで推進する生涯学習
-------------------------

上記の理念を基に、市民の生涯学習を次の4つを重点課題として推進する。

### (1) 学習活動の促進

生涯学習に対する市民の要望を把握分析し、幅広い年齢層を対象とした市民講座を開設する。

市民講師の発掘、市民の自主運営による講座の展開を進め、市民の主体的な生涯学習とする市民大学（とよあけ大学）の設置を推進する。

### (2) 地域の教育力向上

子どもたちの日々の生活にみられる体験機会の減少、規範意識の低下、また、自立の遅れ等の現状を踏まえ、青少年健全育成に係る事業を推進する。

放課後における子どもたちの安全・安心な活動拠点を整備し、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ、文化活動をおこなっていくため放課後子ども教室を増設し、子どもたちが地域社会の中で健やかに育つ環境づくりを推進する。

青少年の健全育成推進のため、健全育成推進員、地区健全育成推進委員会等の組織力を活かし、指導支援体制の整備、意識啓発などの事業を家庭・学校・地域との連携により推進する。

### (3) 家庭教育力の向上

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、家庭教育力を高めることができるよう、家庭教育支援体制の整備に努める。

### (4) 文化財に対する意識高揚

郷土の歴史、文化を継承していくため、国・県・市指定を含む有形無形文化財や天然記念物を保存管理するとともに郷土学習に活用する。

## 文化会館の基本方針

文化会館は、市民が文化芸術を創造、享受し、その感動を共有するための中核的な役割を担う。

市民の生活スタイルや生涯学習に対する要望は多様化し、常に変化している。このような社会環境の中で、文化芸術振興法第4条に定められた文化会館（地方公共団体）に求められている役割を認識し、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた文化施策を展開し、時代のニーズに合った活動を推進する。

また、文化活動を通じて相互のふれあいや絆を深め、お互いを尊重する風土を築くため、引き続き第4次豊明市総合計画「個性ある文化と豊かな人間性を育むまちづくり」の実現に向け、市民との協働による事業を推進する。

上記方針に基づき、以下のとおり施策目標を定める。

- (1) 厳しい社会状況の中で、高度な音楽や芸術に触れる機会を創出し、多くの市民の心に夢や感動を提供するための鑑賞型事業を多彩なジャンルで編成する。
- (2) 市民主体による文化活動を推進するため、新たに市民参加型事業を実施するとともに、市民参加促進のためのボランティア組織の拡充に努める。
- (3) 文化団体等の活動を積極的に支援するとともに、地域の文化活動のネットワークを充実させ、好ましい地域コミュニティづくりの推進を図る。
- (4) 会館利用者のニーズに応えるため、常に良好な利用環境の整備と安全な会館施設の維持管理に努める。

## 社会体育の基本方針

生涯を通じて健康で明るく活力に満ちた生活を営むことは、人間にとってもっとも幸せなことであり、誰もが望む願いである。

21世紀は生涯学習の世紀と言われている。市民一人ひとりが心身とも健康で、よりよい地域社会を築き、自己のライフスタイルを確立したいと願望している。その願望の実現に向けて、スポーツやレクリエーション活動の果たす役割は大変大きなものがあり、そしてそのニーズはますます多様化するものといえる。

このような状況を踏まえ、市民の体力づくり・健康づくりそして仲間づくりへの関心を一層高め、「いつでも、どこでも、いつまでも」をスローガンにスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指して、次の基本方針を基に各種事業を進める。

- (1) 体育協会、レクリエーション協会の協力を得ながら、生涯スポーツとして各種スポーツの普及並びに競争力向上のため、指導者の確保と育成に努める。
- (2) スポーツ推進委員の活動を中心に、ショートテニス、カローリング、ファミリーバドミントン、輪投げゴルフ、夢ボールなどの幅広い年齢層を対象とした軽スポーツを普及する。
- (3) スポーツクラブとして行政・学校・家庭・地域が連携し、子どもたちに安定したスポーツのステージを提供し、総合型地域スポーツクラブに向けて検討していく。
- (4) 既存のスポーツ施設の充実及び学校のスポーツ開放等を一層推進する。
- (5) 地域づくりの視点から、スポーツを通じて地域住民の連帯感を持たせ社会体育関係機関・団体が積極的にスポーツ活動を推進する。
- (6) 当市に即したスポーツ施策を展開するための「スポーツ振興基本計画」を策定する。

## 図書館の基本方針

図書館は生涯学習の中核施設として、また地域文化の情報拠点として、市民の誰からも愛され、親しまれる施設でなくてはならない。そのためには、市民が要求すると思われる図書その他の資料や各種情報を収集・整理し、求めに応じて迅速的確に提供していくことが必要である。また調査研究の相談相手となったり、図書館が企画する読書会や講座・展示会等、あるいは市民の自主的な行事を通して、コミュニティの輪を広げていくことが大切である。

生涯学習時代といわれる今日、市民の多様なニーズに応えるために図書館機能のより一層の充実を図ることが必要であり、そのために次の施策を定める。

子ども、成人、高齢者、障がい者、在住外国人などあらゆる人々に応じた、きめ細かな図書館サービスを提供する。

市民ニーズの高い図書や各種資料を的確に収集し、読書ならびに学習・情報のセンター的機能の充実を図る。

インターネットを中心とする新しい情報技術に対応し、市民に幅広く新しい情報発信ができるシステムの構築を目指す。

上記方針に基づき具体的方策を下記のように実施する。

- (1) 各種図書資料をバランスよく収集し、魅力ある書架作りと探しやすい配架を心がけ、貸出・閲覧サービスの充実を図る。
- (2) インターネット等を活用して、市民の疑問に応え、レファレンスサービスの充実を図る。
- (3) 郷土資料や行政資料などの整備を図り、ホームページ等を利用し地域情報を発信する。
- (4) 視聴覚資料(CD、ビデオ、DVD)を積極的に収集する。またビデオ編集講習会、映画会などを開催し、さまざまなサービスを実施する。
- (5) 大活字本や録音図書などの資料収集、拡大器の設置及び郵送貸出などにより、高齢者や障がい者向けサービスを実施する。
- (6) 調べ学習の資料提供やレファレンス、団体貸出、職場体験の受け入れなどにより学校との連携強化を図る。
- (7) 子どもに良い読書環境を提供するため、質の高い絵本などを収集する。またおはなし会などを定期的で開催し、児童サービスを提供する。また、3ヶ月健診時に絵本を通して親子のふれあい時間の楽しさや大切さを伝えるため、ブックスタート事業を実施する。
- (8) 中学・高校の世代に沿ったテーマの資料を揃え、ヤングアダルト(青少年)コーナーの充実を図る。
- (9) 多文化共生推進事業の一環として、多言語図書の充実を図る。
- (10) 「子ども読書活動推進計画」推進のため、図書館おはなし隊(ボランティア)の学校等への派遣を充実させるとともに、各種ボランティア養成講座を開催し、ボランティア活動の推進を図る。

## 点検及び評価の結果（概要）

### 1 いじめ・不登校対策事業

【実施内容】適応指導教室の充実・改善を図るため、専門医相談制度、ホームフレンド、スクールカウンセラーの配置、不登校児童生徒の親の会「ひまわりの会」の開催に加え、平成24年度から学級集団アセスメント（Q-Uアンケート）を実施した。

【評価】専門医相談、ホームフレンド活動事業、スクールカウンセラーの配置、「ひまわりの会」の開催事業は平成22年度から継続しており、着々と効果を上げている。各事業とも児童生徒・教員・保護者等関係者の率直な声の集約、効果の集約と専門医・ホームフレンド・スクールカウンセラーからの指導・助言・報告等と併せて、今後の方向性を具体的に検討しさらに成果を上げることが期待される。また、Q-Uアンケートはより良い学級経営の一助になることから平成25年度から拡大実施するが、効果的な活用をするために各教師の学級経営の力量向上に努めていただきたい。

### 2 外国人児童生徒に対する学習支援事業

【実施内容】外国人児童生徒やその保護者に対して、よりよい学校生活を送る環境整備やつまずきを解消する日本語教育の充実を図るため、市費による通訳の配置と愛知教育大学リソースルームとの連携による外国人児童生徒学習支援事業を実施した。

【評価】通訳の配置は、児童生徒だけでなく保護者にとっても貴重な存在であると思う。愛知教育大学との連携については、継続することにより新しい問題の発見や指導方法の工夫につながり、さらに成果の上がることが期待できる。

### 3 私立高等学校等授業料補助事業

【実施内容】高校進学を希望する子どもの「教育の機会均等の維持」、「学校選択の自由の拡大」をより推進するため制度改正を行い、さらなる保護者の負担軽減を図った。

【評価】以前から私学助成についてはよく議論されてきたが、今回保護者の負担軽減にもなる助成内容の拡大は望ましいことといえる。本補助事業の今後については、国や県の動向を見極めた上で研究・検討して臨むように努めて欲しい。

#### 4 特別支援教育支援員配置事業

【実施内容】各小中学校において、特別支援学級及び通常学級に在籍している発達障がい等の児童生徒を見守り、授業の進行に支障が出ないように運営を支援するため、前年と同数の28名を市単独事業として維持継続した。

【評価】市の単独事業となった平成24年度についても前年度規模を維持継続されたことは、特別支援教育への理解ある支援と評価する。事業効果については、対象児童生徒だけでなく学校・学級としても日常の学校生活に大きな支援となっていることは間違いない。増員要請や、保護者からの要望も多くなると思われるが、限りある予算の中でどう進めていくか多方面から研究し成果が上がるよう期待する。

#### 5 給食用食材の放射線量測定及びHPでの結果公表

【実施内容】児童生徒の健康管理に資するため、放射線測定器を購入し給食用食材の放射線量を測定し食の安全確保に努めるとともに、HPで保護者及び一般市民に結果公表をおこなった。

【評価】東日本震災後にいっそう高まった「食の安全」への関心に応える事業であり、教育委員会の早い段階での放射線測定の実施は児童生徒・保護者の信頼を得ているものと評価する。

#### 6 放課後子ども教室運営事業

【実施状況】放課後における子どもたちの安全・安心な活動拠点を整備し、地域住民の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動をおこない、子どもたちが地域の中で健やかに育つ環境づくりをおこなった。

【評価】子どもたちを取り巻く今日的な環境に応える「事業の目的」に照らし、栄小中学校にも開設されるなど積極的な姿勢は高く評価する。教育・保育の専門的知見の所有者の配置や内容の更なる充実など検討事項もある。また「全体開校」については地域との連携のもと計画的に進めるよう期待する。

#### 7 家庭教育学級事業

【実施状況】家庭の教育力を高めるため、幼児・小学校・中学校・フレンドリーの計15学級がそれぞれ年間で10回から12回学級を開催した。

【評価】いづれの学級においても「学習テーマ」「内容」の面で再考、再検討すべきものが多くあり、本事業の目的（原点）に立ち返って企画・立案する必要性が強く感じられる。本事業は永年にわたり継続され、親に子育てのヒントと心の支えを提供してきたことなどを考えるとき「講義」「見学研修」「実習」の三者が一体的、相互関連に協働して効果を発揮することから更なる創意工夫を求める。改善課題はあるものの、各学級の企画、運営に学級生が自ら役割を引き受け活動するあり方、スタイルは大切にしていきたい。生涯学習課担当の本事業への忍耐力ある取り組みを評価する。

## 8 ナガバノイシモチソウ自生地、大狭間湿地の保護と一般公開事業

【実施状況】ナガバノイシモチソウの一般公開は、文化財保護委員の解説に加え、豊明高校の生徒及び愛知教育大学の学生たちの協力を得て、8月4日・5日・6日・9月1日・2日の5日間実施した。大狭間湿地の一般公開は、豊明二村山自然観察会の協力を得て、8月4日・5日・9月8日・9日の4日間実施した。また、8月4日・5日は同時公開を行い両湿地間をマイクロバスでの送迎をおこなった。

【評価】大狭間湿地の「借地」の買い上げについては早期の実現が望まれる。「自生地」「湿地」の存在、環境保全への市民的関心を高める事に関し一般公開の効果は高く、見学者をさらに増やすための新たな方策に期待する。本事業の実施・展開にあたり現在の在り方は望ましい方向であり、これからも継続されたい。

## 9 スポーツ推進計画事業

【実施状況】[誰でも いつでも 気楽にスポーツに取り組める 生涯スポーツ社会のまち とよあけ]を基本理念のもと、[生涯にわたるスポーツ活動の推進][スポーツに取り組む環境の充実][ニーズに応じたスポーツ施設の整備][スポーツによる地域づくり]を取り組み方針とした「スポーツ推進計画」を策定した。今後はこの計画によりスポーツ施策を展開していく。また、外部評価委員会「スポーツ推進計画審議会」にて、毎年進行状況を評価していただく。

【評価】積極的にスポーツ概念を捉え、施策の体系化と目的・内容の具現化を目指すことは、国の生涯スポーツ振興の取り組みと合いまって大いに期待される。「豊明市スポーツ推進計画」も策定され、年々の進行状況も外部評価委員会で評価されることになっており、体制はかなり確立されたと評価できる。事業の最終目標である「成人の週1回以上のスポーツ実施率60%」を目指して「施策の展開」の着実な実施を期待したい。

## 10 リライトカードの導入

【実施状況】平成24年7月1日からリライトカードへの切り替えを開始。広報などでPRを行い、新規登録または旧カードとの引き換えにより発行した。発行枚数は現在市内利用者10,450枚、市外利用者1,848枚、費用は平成24年度決算991,200円です。

【評価】リライトカードの導入は図書館利用者にとっては利便性が増し、また貸出期限遵守率が良くなった事により図書館業務の合理化にも寄与していると評価する。

	基本方針	(1) 教員のカウンセリング能力の向上などによる相談体制の充実や関係機関との連携強化を図る。
	担当課	指導室
点検・評価対象事項	1 いじめ・不登校対策事業	
事業の目的		
<p>適応指導教室（フレンドひまわり）事業の充実・改善を図り、不登校児童生徒の学校復帰を援助・支援する。</p> <p>Q-Uアンケートの試行により、一人一人が充実した学校生活を送ることができる学級経営を展開するための教員の資質向上を図る。</p>		
事業の実施状況		
<p>1 適応指導教室事業の充実・改善 （下記事業1：報酬200千円 事業2・3：賃金1,747万円） 平成22年度新規事業の適応指導のための専門医相談の継続・充実 平成22年度新規事業の豊明市ホームフレンド活動事業の継続・充実 平成22年度新規事業の豊明市スクールカウンセラー事業の継続・充実 平成22年度開始の不登校児童生徒の親の会「ひまわりの会」の継続・充実</p> <p>2 学級集団アセスメント（Q-Uアンケート）の新規実施（事業費 640千円） 小学6年生を対象に年間1回、中学2年生を対象に年間2回実施</p>		
事業の効果等		
<p>適応指導のための専門医相談実績はなかったが、専門医による的確な助言を受けることは、保護者との連携強化に非常に有効であり、相談体制が整っていることには安心感がある。</p> <p>ホームフレンドは大学生が不登校児童生徒の支援を行っている事業であるが、家庭訪問するだけではなく、学校からの要請により、別室登校している児童生徒への支援を行うために学校訪問を行った。</p> <p>適応指導教室へのスクールカウンセラーの配置は、指導員との連携が密になり適応指導教室がスクールカウンセラーと家庭とのつなぎ役として機能した。</p> <p>「ひまわりの会」を年間5回開催し、各回4名程度の参加者を得た。保護者の声として「誰にも相談できずに悩んでいたが、いろいろな悩みがある方の話が聞けて気持ちが少し楽になった。」「他にも悩んでいる方がいるのが分かって少し安心した。」「適応指導教室の存在を知り、母子共に相談ができて良かった。子が適応指導教室に行くようになった」等の声が寄せられた。不登校を解消していくためには、保護者の理解が必要なため、保護者の心の安定につながる本会の果たす役割は大きいと考える。</p> <p>Q-Uアンケートの実施により学級内での各児童生徒の満足度や意欲を客観的な尺度で判断でき、班編成の工夫や自主活動の導入など円滑な学級経営の手助けとなった。</p>		
事業の課題・改善策		
<p>「まず一人を救う」という観点から、各事業を行い、活用する事による効果があることはわかったが、事業そのものが、学校関係者以外に広く認知されていないという課題がある。「ひまわりの会」については、教育委員会のホームページに情報を取り上げて情宣してきた。各学校への情報提供の機会を増やし、学校への来談者に適切な情報提供がされるようにしたい。</p> <p>「新たな一人を出さない」という観点から、各学校で直接的に予兆のある児童生徒に働きかけたり、教員の動きを補佐したりする経験豊かな人材の確保が早期対応のために望ましい。</p> <p>さらに、不登校対策の一つの手段として、学級経営診断をするQ-Uアンケートを試行的に小学6年生、中学2年生を対象に実施した。平成25年度は、教員を対象にしたQ-Uアン</p>		

ケート実施・分析のための研修会を行うとともに、小学3年生以上の全児童生徒を対象に年間2回アンケートし、存在感を感じることができる学級経営を進める予定である。

( 評価員の意見 )

1 適応指導教室事業の充実・改善

～ の各事業について平成22年度から継続しており、成果についてそれぞれあげられている。継続する中で充実するものであり、小さな効果であってもさらに継続されるようにしたい。各事業とも児童生徒・学校・保護者・フレンドひまわり等関係するそれぞれからの率直な声の集約、効果の集約と専門医・ホームフレンド・スクールカウンセラーからの指導・助言・報告等と併せて、今後の方向性を具体的に検討していくことが、さらに成果を上げることにつながると思われる。とくに「ひまわりの会」については、より多くの関係保護者の参加を得られるようさらに工夫されたい。

2 Q - Uアンケートの実施

より良い学級経営の手助けとなるべく研究された上でQ - Uアンケートの実施がなされた。不登校対策の一つの手段としての狙いを持っての実施であった。それなりの効果があったということで平成25年度からさらに拡大する方向であるが、さらに研修を深めより良い活用を望む。

アンケート結果から得られるものに頼りきることなく、各教師の学級経営の力量向上のための日々の研修より得られるものを大切にして学級経営に臨んで欲しいものである。

一般的にいじめ・不登校の問題がその人数の増減のみで評価されたり注目されたりしがちである。個々のケースについての中身を十分に吟味する中で、一人ひとりの児童生徒の健全な成長を見守りたいものである。

	基本方針	(5) 外国人児童生徒のための日本語指導、教材開発、学習支援体制の充実を図る。
	担当課	指導室
点検・評価対象事項	2 外国人児童生徒に対する学習支援事業	
事業の目的		
外国人児童生徒やその保護者に対して、よりよい学校生活を送るための環境整備やつまずきを解消する日本語教育の充実を図る。		
事業の実施状況		
市費による通訳の配置（3小学校に延べ4名、1中学校に1名、通訳報酬5,411千円）		
1 学級からの取り出し、教室への入り込みのための通訳による学習支援補助		
愛知教育大学リソースルームとの連携による外国人児童生徒学習支援事業（委託料1,000千円）		
1 愛知教育大学との連携にたった学生による学習補充		
2 愛知教育大学との連携にたったつまずき解消のための教材開発		
事業の効果等		
<p>通訳の配置は、保護者との共通理解の上で進める学校教育には欠かせない。外国の文化・日本の学校事情に通じた人物であるため、交友関係のトラブル解消や保護者の学校理解に大きな効果がある。また、児童生徒への直接指導についても学習内容の理解だけにとどまらず、特に中学校においては将来を見通した生き方指導にも大きな効果がある。</p> <p>愛知教育大学との連携では、教員だけでは不足する学習補充のために個別指導をしていただけのため個にあった成果が表れる。また、算数科・理科の基礎学習ドリルの実施と結果に基づいた教材開発は、外国人児童生徒がつまずきがちな日本語が示され、学習効果を上げることに役立つ。この時の指導方法を教員が参観することにより、通常の授業や取り出し指導の場合の参考になることが多い。</p>		
事業の課題・改善策		
<p>通訳は、保護者の就労時間外での情報交換や共通理解が必要となるため、配置時間の延長が必要である。</p> <p>小中学校では日常会話などを学ぶ日本語初期指導を行う人材と時間がない。従って、学校生活への早期順応のため、就学前のプレスクール、および日本語初期指導が必要な児童生徒を対象としたプレクラスの設置が望まれる。平成25年度は、文部科学省委託事業である「虹の架け橋事業」を2年にわたって実施してきたNPO法人プラスエデュケートへの事業委託によるプレクラスの開設を予定している。</p> <p>中学生においては、自らの進路実現のため、学力向上が必須条件である。基礎から応用まで時間をかけて定着させるためには、これも学校外でのプラスエデュケートとの連携強化がこれまで以上に必要である。</p> <p>一方で、帰国・転出など必ずしも定住するわけではない児童生徒への学習支援事業をどのレベルまで展開するのか、保護者の就労支援とも密接に関係することから市としての総合的な展望が必要である。</p>		

( 評価員の意見 )

市費による通訳の配置・愛知教育大学との連携による学習支援とも、昨年度に引き続き成果を挙げつつ実施しており、さらに充実したものへと進めて欲しい。

通訳の存在は直接指導を受ける児童生徒だけでなく、保護者にとっても母国語で話のできる貴重な人であろう。学校理解や相談事を含め話し合いの場の確保については、契約内容の中に明確に位置づけるように努力されたい。

大学との連携については、継続することにより新しい問題の発見や指導方法の工夫につながり、さらに成果の上がることが期待できる。とくに教材開発については真剣な取り組みがされ、実際の活用場面が多くなっているのは望ましいことである。学校としてもこの事業を大いに活用し、日常の指導に生かすようにしたいものである。

各事業の課題・改善策については、さらによく吟味し少しでも効果の上がるものとなるよう前向きに研究され、外国人児童生徒の生活向上につながるよう進められたい。

	基本方針	(3) 担任を補助し、きめ細やかな教育・支援を行う。
	担当課	学校教育課(学校教育係)
点検・評価対象事項	4 特別支援教育支援員配置事業	
事業の目的		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別支援学級の児童生徒で介助を必要とする者の安全を図るために行動支援を行う。</li> <li>2 近年、発達障害等の病識がない場合や特に希望して通常学級に在籍する場合に、対象児童を見守り、授業の進行に支障が出ないように運営を支援する。</li> </ol>		
事業の実施状況		
<p>平成18年度から実施</p> <p>平成21年度 各小中学校に1名ずつ配置。12名17,928千円</p> <p>平成22年度 市事業 12名17,928千円 県緊急雇用創出事業 16名13,608千円</p> <p>平成23年度 市事業 12名18,053千円 県緊急雇用創出事業 16名13,540千円</p> <p>平成24年度 28名分42,760千円を市単独事業として維持継続した。</p>		
事業の効果等		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別支援学級で、対象児童がトイレに行く時などに支援員が同行することにより、残った他の児童を学級担任が見ることができ安全が確保できる。</li> <li>2 学級担任に会議など教室以外での用務がある時、支援員が代わって見守ることができる。</li> <li>3 通常学級で落ち着きのない児童がいることにより授業に支障があるときは、担任以外に支援員が該当児童の支援をすることができるので授業の途切れが少なくなる。</li> <li>4 教員以外に児童生徒を観察する目が増えて、迅速できめ細やかな対応ができる。</li> </ol>		
事業の課題・改善策		
<p>文部科学省は特別な支援を要する児童生徒も地元の公立小中学校への通学を希望した場合は受け入れるように方針を示すようになった。このことから特別支援学級のニーズが高度、多様化してきているため、特別支援学級の担任が増員されない限り、市で置く支援員の増員要望に際限がなくなる恐れがある。</p> <p>また、発達障害があっても通常の学級に在籍を希望する保護者も増えてくると思われるため、特別支援教育としての支援と通常の学級における円滑な授業展開を促すための支援との境目がなくなってきている。</p>		

( 評価員の意見 )

支援員の配置は県の緊急雇用対策事業とも併せて拡大され、市の単独事業となった平成24年度についても前年度規模を維持継続された。特別支援教育への理解ある支援と評価したい。

事業効果については、記載されたような場面で支援員の配置について成果が上がっており、学校・学級としても日常の学校生活に大きな支援となっていることは間違いない。欲を言えば対象児童生徒が学級の中で生活することが、その子の成長にもつながるような配慮の面に目が向けられることを、できる範囲でやっていただけるとさらに良い。

事業の課題・改善策にあるように、就学指導のあり方についても大きく変化してきている中で、ますます支援員の増員要請が出てくるものと思われる。また保護者からの要望も多くなると思われるが、予算等限りがある中でどう進めていくか多方面から研究し成果が上がるよう期待したい。

	基本方針	(10)保護者の経済的負担を軽減し教育の支援充実を図る。																																			
	担当課	学校教育課（学校教育係）																																			
点検・評価対象事項	3 私立高等学校等授業料補助事業																																				
事業の目的																																					
<p>高校進学を希望する子どもの「教育の機会均等の維持」と「学校選択の自由の拡大」を推進するために私学助成の補助制度を設置する。今年度は補助内容の拡大変更によって、保護者の負担をさらに軽減するとともに県内トップレベルの水準となり公私格差の縮小に効果が期待できる。</p>																																					
事業の実施状況																																					
<p>平成2年度補助金交付要綱制定          現行制度は平成24年に改正          改正前          補助金額 15,000円、30,000円の2区分          改正後          所得制限の緩和 市民税所得割額 0円 51,300円 163,300円 271,500円          （収入の目安 250万円 350万円 610万円 840万円）          補助金額の増大 50,000円 40,000円 30,000円 20,000円の4区分</p>																																					
事業の効果等																																					
<p>平成24年度の改正前後を比較すると、申請件数は1.3倍（280人 368人）交付金額は2倍以上（5,445,000円 11,390,000円）となった。</p> <p>実績</p> <table border="0"> <tr> <td>・平成23年度</td> <td>補助金額</td> <td>15,000円</td> <td>30,000円</td> <td>197人</td> <td>83人</td> <td rowspan="2">計280人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・平成24年度</td> <td>補助金額</td> <td>20,000円</td> <td>30,000円</td> <td>62人</td> <td>42人</td> <td rowspan="3">計368人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>40,000円</td> <td>50,000円</td> <td>133人</td> <td>131人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						・平成23年度	補助金額	15,000円	30,000円	197人	83人	計280人							・平成24年度	補助金額	20,000円	30,000円	62人	42人	計368人			40,000円	50,000円	133人	131人						
・平成23年度	補助金額	15,000円	30,000円	197人	83人	計280人																															
・平成24年度	補助金額	20,000円	30,000円	62人	42人	計368人																															
		40,000円	50,000円	133人	131人																																
事業の課題・改善策																																					
<p>県内でもトップクラスの補助内容となったが、中層所得の補助対象世帯にはまだ16万円～22万円程の負担額がある。さらなる助成拡大は必要か。しかし、自民党政権に代わって「高校授業料無償化」政策の転換が検討されている。内容は、公立高校授業料無償対象に所得制限を設け、割愛された予算を私立高等学校通学者へ手厚く移行できる制度を構築する提案である。今後は公私とも一定以上の所得がある世帯は授業料を負担する場合があるので、国及び県の制度変更と市が負うべき助成制度のバランスを見極めていく必要がある。</p>																																					

( 評価員の意見 )

私立高校と公立高校の授業料等の差が大きく、以前から私学助成についてはよく議論されてきたところである。今回保護者の負担軽減のため助成内容を拡大したことは望ましいことと言えよう。全ての人にとって満足のいくものではないだろうが、前向きな取り組みは保護者はもちろん生徒にとっても大きな支援となっていることと考えられる。

課題・改善策に述べられているように、本市としての補助事業の進め方については、国や県の動向を十分に見極めた上で研究・検討し臨むように努めて欲しい。

基本方針	(3) 学校・家庭・地域との連携
担当課	学校教育課給食センター

点検・評価対象事項	5 給食用食材の放射線量測定及びHPでの結果公表
事業の目的	
放射能測定器を購入して、児童生徒の健康管理に資するため、給食で使用する食材について放射性物質の線量を測定し、安全の確保をはかった。	
事業の実施状況	
<p>1 測定対象 厚生労働省の「地方自治体の検査結果について」に基づく対象17都県（福島県、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、青森県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）で生産された給食食材を主に測定。 日々の小学校分一食分を試料として毎日測定。 牛乳は1週間に1回</p> <p>2 検査項目 放射性ヨウ素・放射性セシウム134・137</p> <p>3 公表方法 毎週金曜日にホームページにて発表</p>	
事業の効果等	
<p>1 検査実績（学校給食関係のみ） ・平成24年10月15日検査開始 ・野菜類...21回・小学校全量検査...85回・牛乳...20回      合計126回</p> <p>2 検査結果 厚生労働省が平成24年4月1日付けで設定した「食品中の放射線物質の規格基準」を超えた値はなかった。</p> <p>3 効果 食の安全確保に関する関心は強く、市で独自に測定体制を整えていることにより、学校給食への信頼をいただけることになった。</p>	
事業の課題・改善策	
福島原子力発電所の事故の終息まで測定体制を継続する必要がある。	

( 評価員の意見 )

- 1 ) 東日本震災後、食の安全確保に関する関心が高くなった。特に学童に対する保護者の関心は一層その傾向が強い。  
測定器を導入し放射性物質検査を実施公表して1年が経過したが、厚生労働省が平成24年4月1日付けで設定した「食品中の放射線物質の規格基準」に全品が全検査日とも100%の規格内で極めて安心できる状況である。
- 2 ) 検査は「検査基準」どおり給食に使用する前日までに、使用予定の食材から1～2品目抽出して基準どおり実施され結果の公表も的確である。
- 3 ) 教育委員会の早い段階での放射線測定の実施は、児童生徒の健康管理や保護者への学校給食への信頼を得ているものと評価する。

	基本方針	( 2 ) 地域の教育力向上			
	担当課	生涯学習課			
点検・評価対象事項	6 放課後子ども教室運営事業				
事業の目的					
放課後における子どもたちの安全・安心な活動拠点を整備し、地域住民の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動を行っていくため放課後子ども教室を設け、子どもたちが地域の中で健やかに育つ環境づくりを推進する。					
事業の実施状況					
平成 23 年 9 月に双峰小学校放課後子ども教室を開校し、平成 24 年度は 9 月に栄小学校にて放課後子ども教室を開校した。					
平成 24 年度	双峰小学校放課後子ども教室	登録者数	42 名	実施回数	133 回
	栄小学校放課後子ども教室	登録者数	29 名	実施回数	61 回
事業の効果等					
<p>双峰小学校放課後子ども教室は、2 年目となり、1 年通じての開催となった。地域のボランティアにより「読み聞かせ」「バルーンアート」「けん玉」など多くの講座が企画開催され、地域に密着した教室となった。「けん玉」や「囲碁」は最初全くできなかった児童たちが毎月来ることによって技ができるようになったり対局できるようになった。また桜花学園大学との連携により「工作講座」が毎月開催されたり、愛知教育大学とは科学の講座が夏休みに開催されるなど、大学生のボランティアとの関わりもあった。</p> <p>栄小学校放課後子ども教室は、ハーモニー広場と図書館栄分室を開催場所とし、教室を開催した。地域のボランティアにより「将棋」「バルーンアート」「読み聞かせ」「桶狭間の戦いのお話」「茶道講座」などが開催された。また大学との連携は愛知教育大学から「体操」を教えていただいたり、学生による見守りがあり、多くの経験ができる場となった。</p>					
事業の課題・改善策					
<p>放課後子ども教室は、教員免許を持つコーディネーター 1 名とそれを補佐する運営スタッフ 4 名の 5 名の臨時職員で 1 教室を運営している。正規職員がおらず、コーディネーターが運営スタッフを統括し、ローテーションなどの管理もし、日々起こるいろいろな問題に対応している。やはり身分的なものは大きく、臨時職員の範囲を超えているのではないかと危惧される。臨時職員特にコーディネーターは教室の運営に大きく関わるため、採用する際は特に人間性や統率力などが重要である。</p> <p>生涯学習課の担当は、専門職でもなく、子ども取り扱いなどの相談も的確に答えることが難しく、臨時職員との関係性に歪みが生じることもある。やはり、生涯学習課で放課後子ども教室を適正に開催するには、教育・保育など専門的な経験者の配置が必要であると考え。</p> <p>また平成 24 年度は開催している教室は 2 教室、開催に向けての準備をした教室が 1 教室と合計 3 教室分の事務をおこなった。各教室により開催曜日・勤務時間・打ち合わせの時間などすべてに異なり、勤務管理だけでも事務に時間がかかる。さらに新規校を開校していくと他の業務も兼務している 1 人の担当では対応に限界がみえる。全校開校していくには担当課の体制も今後検討していかなければならない。そして新規開校については、放課後子ども教室は学校と地域の協力が不可欠であるため、今後は準備に時間をかけて 1 校ずつ作り上げていく必要があると考える。</p>					

( 評価員の意見 )

- 1 今日的な子どもを取りまく環境に応える「事業の目的」に照らし、平成24年度には栄小学校にも新たに開設されるなど事業に取り組む積極的な姿勢は高く評価される。
- 2 事業展開内容も2年目に入り更に充実がはかられ、とくに大学(桜花学園大学及び愛知教育大学)並びに、大学生ボランティアの導入や関係強化は望ましいことで評価できる。
- 3 初年度からすでに「事業の課題・改善策」の一つに取り上げられていた教育・保育などの専門的知見の所有者の配置については引き続き検討され、早期に実現されることが期待される。また「月次計画表」と「月別出欠表」を活用して、内容の更なる充実に向けて創意工夫されることをも昨年につづく課題である。
- 4 「事業の課題」で触れられている「全体開校」についても、可能な限り地域との連携のもと計画的に進められることが期待される。

	基本方針	(2) 地域の教育力向上
	担当課	生涯学習課
点検・評価対象事項	7 家庭教育学級事業	
事業の目的		
<p>児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、家庭の教育力を高めることができるよう家庭教育の支援体制の整備に努める。</p>		
事業の実施状況		
<p>         幼児家庭教育学級            4学級   学級生   194名          小学校家庭教育学級        9学級   学級生   152名          中学校家庭教育学級        1学級   学級生   22名          フレンドリー家庭教育学級   1学級   学級生   29名          各学級   10回～12回開催。ただし沓掛家庭教育学級は4回開催。       </p>		
事業の効果等		
<p>各学級で年間計画を立て講師等の連絡や準備など、自ら運営、実施し、学ぶことで学級生同士が協力し絆が深まった。また学習の記録より、人間関係の構築などを学ぶ講義から「子どもに対し、「なぜ？」の責める言葉を減らすように意識したところ、子どもの反応がとても素直になった。」や、コーチングの講義から「話を聞いてもらえることや褒められることは、子どもにとってやはり嬉しいことらしく、いつもよりたくさん話してくれた」などの声が聞かれ、子どもへの接し方の一助となっている。他に、異学年の保護者と交流したり、学校施設内での開催を通して学校との関わりを深めたりできる貴重な機会となっている。</p>		
事業の課題・改善策		
<p>学級内で学級長など役割があるため、それを懸念して最初からは参加しなかったり、参加を迷われたりする場合があります。学級によっては学級生が減ってきている。学級長などの役割もやったあとの感想などは「やってよかった」などの感想も聞くため、経験不足などが原因の一つと考える。</p> <p>家庭教育学級では、経験豊富なフレンドリー学級(OB学級)がある。今までの経験を活かし、特に幼児家庭教育学級など経験が浅い学級や運営に息詰まるような学級は、アドバイザーとして参加してもらい、学級の企画や運営の一助となっただき、フレンドリー学級生は今までの経験を活かす場を作っていく。</p> <p>また、人数の少ない学級では、合同で開催することにより費用対効果を上げる。合同で開催することによって、学級間での交流もでき、新たな関わりができる。</p>		

( 評価員の意見 )

- 1 「全体テーマ」の観点( 「子育ての基本を見直し、家庭教育に生かそう」)から見るに小中学校、幼児の各家庭教育学級のいづれにおいても「学習テーマ」「内容」の面で再考(再検討)すべきものが多くあり、今一度本事業の目的(原点)に立ち返って企画・立案する必要性が強く感じられる。特に「見学研修」や「実習」について「全体テーマ」「事業目的」に照応する企画の実施に更なる工夫を望みたい。
- 2 本事業は永年にわたり継続され、幼・小・中学生期の親に子育てのヒントと心の支えを提供してきたこと、同じ発達段階にある親同士が互いの情報を交換し、悩みをわかち合うという安心の機会と場を提供してきたことなどを考えるとき「講義」「見学研修」「実習」の三者が一体的、相互関連的に協働して効果を発揮することが期待されるので、その視点からの更なる創意工夫が求められる。OB学級をその面から生かす工夫及びOB学級の内容の改善も望まれる。
- 3 以上の2点からの改善課題はあるものの、各学級の企画、運営に参加者(学級生)が自ら役割を引き受け活動するあり方、スタイルは大切にしていきたい。本事業は子どもの自立(自律)の手本として親が自主的、自立(自律)的に活動する能力を育む良い機会である。生涯学習課担当者に相当負担のかかる本事業への忍耐力ある取り組みは評価できる。
- 4 なお「事業の課題、改善策」の一つに学級生の減少への対応があげられているが、公募の方法やOBの体験を聞く機会の設定など積極的に取り組むことも考えられたい。

基本方針	(4)文化財に対する意識高揚
担当課	生涯学習課

点検・評価対象事項	8 ナガバノイシモチソウ自生地、大狭間湿地の保護と一般公開事業
事業の目的	
<p>愛知県の天然記念物に指定されている「豊明のナガバノイシモチソウ」及び豊明市の天然記念物に指定している「大狭間湿地」を一般公開し、自然環境保全の大切さを多くの人に知ってもらう。</p>	
事業の実施状況	
<p>ナガバノイシモチソウの一般公開は、文化財保護委員の解説に加え、豊明高校の生徒及び愛知教育大学の学生による受付及び解説補助の協力を得て、8月4日・5日・6日、9月1日・2日の5日間実施した。</p> <p>大狭間湿地の一般公開は、豊明二村山自然観察会の協力を得て、8月4日・5日、9月8日・9日の4日間実施した。</p> <p>また、8月4日・5日は、ナガバノイシモチソウと大狭間湿地の同時公開を行い、マイクロバスによる両湿地間の送迎を実施した。</p>	
事業の効果等	
<p>ナガバノイシモチソウの一般公開は415人の見学者（前年度335人）、大狭間湿地の一般公開は330人の見学者（前年度393人）があった。また、マイクロバスの利用者は、147人（前年度不明）であった。</p> <p>一般公開時のアンケートからは、湿地保護の必要性を感じたという意見や湿地周辺の開発を危惧する意見もあり、自然環境保全への関心の高さが感じられた。</p>	
事業の課題・改善策	
<p>一般公開時の見学者をさらに増やす方策を講じる必要がある。</p> <p>また、大狭間湿地は、現在借地している状態であり、将来に亘って保護していくためには、用地を買い上げる必要がある。</p>	

( 評価員の意見 )

- 1 「大狭間湿地の保護」については、平成20年度事業についての評価でも取り上げられ、その保全管理への努力はかなり評価された。今回「事業の課題」でも言及されている「借地」の買い上げについては、可能な限り早期の実現が望まれる。
- 2 「自生地」「湿地」の保護のためにはその存在の認識、環境保全への市民的関心を高めるための取り組みは欠かせないが、この点に関し一般公開の効果は高く「事業の課題」の一つとして見学者を更に増やす方策の検討があげられていることは妥当な考えであり、新たな方策の展開を期待したい。
- 3 本事業の実施・展開にあたり、文化財保護委員、二村山自然観察会、愛知教育大学や豊明高校の学生などの協力を得つつ進めるという現在の在り方は望ましい方向で、これからも継続されたい。担当課の努力を多としたい。

	基本方針	(6) 当市に即したスポーツ施策を展開する
	担当課	生涯学習課 体育館
点検・評価対象事項	9 スポーツ推進計画事業	
事業の目的		
<p>本計画は、「スポーツ」を幅広く捉え、競技種目だけにとどまらず、散歩やジョギング、レクリエーション、子どもの遊びなど、レベルや内容に関わらず、体動かすすべての運動を含み、スポーツの分野の施策を体系化し、目指す方向や取り組みの内容を具体的に示します。</p> <p>基本理念 【誰でも いつでも 気軽にスポーツに取り組める 生涯スポーツ社会のまち とよあけ】 本市では、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、市民がいつでも、いつまでも、個々の状況に合わせて、運動やスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指す。</p>		
事業の実施状況		
<p>取り組み方針</p> <p>1【生涯にわたるスポーツ活動の推進】 子どもの健康な体力づくり 働く世代のスポーツ機会の拡大 高齢者・障がい者のスポーツ推進 競技スポーツの推進 スポーツ・レクリエーション活動の推進</p> <p>2【スポーツに取り組む環境の充実】 総合型地域スポーツクラブの展開 スポーツ指導員の充実 安全性の確保</p> <p>3【ニーズに応じたスポーツ施設の整備】 スポーツ施設・設備の整備 スポーツ施設の有効活用</p> <p>4【スポーツによる地域づくり】 市民のスポーツへの主体的な取り組み スポーツを通じた交流の促進 情報提供・発信の充実</p>		
事業の効果等		
<p>市民アンケート 平成24年9月調査によると、本市の「週1日以上」のスポーツ実施率は35.5%であった。【中間目標】「成人の週1回以上のスポーツ実施率50%を目指す」 【最終目標】「成人の週1回以上のスポーツ実施率60%を目指す」</p>		
事業の課題・改善策		
<p>スポーツ推進計画策定時の市民アンケート実施時、スポーツに関心はあるが、スポーツを実施する人とならない人の二極化が進んでいる。今後、スポーツや体を動かすことでこの二極化をスポーツをする人を増やすように、【誰でも いつでも 気軽にスポーツに取り組める 生涯スポーツ社会のまち とよあけ】進めていく。</p> <p>外部評価委員会「スポーツ推進計画審議会」にて、毎年進行状況を評価していきます。</p>		

( 評価員の意見 )

- 1 平成23年度事業の「スポーツ教室の拡充」にとどまらず、より積極的にスポーツ概念を捉え、その分野の施策の体系化と目的・内容の具現化を目指す「スポーツ推進計画事業」は、国の生涯スポーツ振興への取り組みと合いまって期待されるどころ「大」である。
- 2 すでに「豊明市スポーツ推進計画」も策定されており、年々の進行状況も外部評価委員会で評価することになっており、取り組みの方針を合わせ体制はかなり確立されつつあると評価できる。
- 3 事業の最終目標にあげられている「成人の週1回以上のスポーツ実施率60%」（平成24年9月調査では35.5%）を目指して「推進計画」の第4章にある「施策の展開」の着実な実施に向けて更なる取り組みを期待したい。

基本方針	きめ細かな図書館サービスの提供
担当課	図書館

点検・評価対象事項	10 リライトカードの導入
事業の目的	
<p>基本方針に基づき、利用者の便宜を図るため、コンパクトな設計でありながら、利用者が必要とする最低限の貸出情報を印字する。なお、貸出情報は返却貸出の手続きの度に書き換えられ、記録として残らないようにする。</p>	
事業の実施状況	
<p>平成24年7月1日よりリライトカードへの切り替え開始。新規登録または旧カードとの引き換えによりリライトカードを発行。          広報などで旧カードとの引き換えをPR。          旧カードの使用期限を平成25年6月30日までとし、旧カードでの登録を貸出・予約中のものを除いて除籍。7月1日よりすべて通常の新規登録（本人確認を行う）とした。</p> <p>発行枚数・・・平成25年10月6日現在で、市内10,450枚、市外1,848枚。          費用・・・平成24年度決算 991,200円（カードのみ）</p>	
事業の効果等	
<p>カード更新のPRにより、潜在する旧カード登録者の利用を促すことができた。          貸出中の内容（資料名と貸出期限）がカードの表面に印字されるので、利用者に対して返し忘れた資料名や返却期限を説明しやすくなった。          カード発行時のラミネート加工が不要になり、利用者の待ち時間が短くなった。          今まで重複した登録数の確認が困難であったが、旧カードを除籍することで登録者の実数が確認できた。（現在の登録者は上記発行枚数のとおり）</p>	
事業の課題・改善策	
<p>カードリーダーの動作に時間がかかるので、スピードアップにより待ち時間の短縮をはかる。          汚れて見にくくなったカードの取替え。</p>	

( 評価員の意見 )

- 1 ) リライトカードの導入は図書館利用者にとって、従来の貸し出しカードと本のタイトルや返却期限記入のメモ用紙発行方式からリライトカードに一体化され、メモ用紙の紛失防止、収納に利便性が増したと思われる。
- 2 ) 貸し出し期限越えの割合は、リライトカード導入前後の比較を示すデータは取られていないが、貸出期限遵守率は良くなっている感触を得ているとのこと。期限越えの返却督促が減少していることからみても業務の合理化に寄与しているとみられる。
- 3 ) 平成 23 年度末時点で従来の貸出カード枚数は 54,533 枚、約 1 年後のリライトカード枚数は市内 12,298 枚であり、多くの貸出カードの紛失や死蔵カードがあったものと推察できる。

以上の観点から、リライトカード導入は来館者の利便性、図書館業務の合理化に大きく寄与したと判断する。なお、外事ながら図書館駐車場の不足は今後の課題である。

## 教育委員会の今後の対応と方向性

社会環境が激しく変化する現在、自分の人生を大切にし、多様な人との関係性の中で、自分の役割や存在価値を見出し、社会の課題を自分のこととして捉え、多様な人々と協力して課題解決に取り組むことができる、そんな頼もしい『市民』を育てることが、教育に関わる全ての人に求められています。

こうした中で、学校教育においては、特別な支援を必要とする子どもや複雑な問題を抱える児童生徒が急増しており、個々の特性や状況に応じた支援体制の一層の充実などの課題が挙げられます。また、生涯学習、文化、市民スポーツの分野では、それぞれのライフステージとニーズに合った学習ができ、その成果をまちづくりに活かすことが求められており、それぞれの分野の計画に基づきながら、着実に取り組んでいかなければなりません。

これらの課題に対して、当教育委員会では、昨年度も様々な事業を実施しました。今回の点検・評価は、24年度実施事業のうち「いじめ・不登校対策事業」「外国人児童生徒に対する学習支援事業」「私立高等学校等授業料補助事業」「特別支援教育支援員配置事業」「給食用食材の放射線量測定及びHPでの結果公表」「放課後子ども教室運営事業」「家庭教育学級事業」「ナガバノイシモチソウ自生地、大狭間湿地の保護と一般公開事業」「スポーツ推進計画事業」「リライトカードの導入」の10事業について点検・評価を行いました。これらの自己評価に対し、学識経験者の先生方からはおおむね良好という評価をいただく中で、それぞれの経験や研究活動を踏まえた貴重なご意見、ご指摘をいただきました。

今回の点検・評価の結果を踏まえ、財政状況の厳しい中、今後も事業の実施にあたっては、選択と集中、不断の見直しと創意工夫が求められるとともに、豊明市の教育の充実と発展のために、より高い使命感と責任感をもって、市民への情報提供と市民ニーズの把握に努め、中長期的な展望に立って計画的に実行していきます。また、学校・家庭・地域との協働や教育関係諸機関・市長部局を含めた関係各課との連携を緊密にするとともに、教育委員会の活動を市民に的確に伝え、市民の理解と協力を深めるため、開かれた教育委員会として教育行政を推進していきます。

当教育委員会は、常に『教育』とは、人格の完成を目指し、人それぞれの持つ多様な個性や特性を活かし、自立した人間を育て、全ての人々が豊かで幸福な人生を送る上で必要不可欠なものであり、地域づくりに参画・貢献する人材を育成する上でも極めて重要なものと考えています。また、地域の中で継承されてきた伝統や文化を、先人たちが残してきた財産として、教育を通じて次世代に伝え、より豊かなものへと発展させていかなければならない使命もあります。

健全で活力ある地域社会を支える頼もしい『市民』を育てるため、市民一人ひとりの豊明への『想い』を大切にするとともに、『教育』を通じて個性ある文化と豊かな人間性を育むまちづくりを推進していきます。